

事業承継セミナー開催業務委託仕様書

1 事業名 事業承継セミナー開催業務委託

2 事業目的

本県では、中小企業等の貴重な経営資源や雇用・技術を次世代へ引き継ぐため、セミナーの開催等を通じ、事業承継の普及啓発に取り組んできた。

今年度は、後継者未定の経営者や事業承継によって創業を検討している方を対象に、事業承継の一層の推進に向け、セミナーを開催する。

3 委託業務の期間

契約締結日から令和5年12月28日（木）まで

4 業務の内容

事業承継セミナーの開催（2回）及びこれにかかる一切の運営業務

① 開催日時

令和5年9月～11月の期間中に2回（平日9時～17時の間）

② 開催場所・開催方法

開催形式（対面開催や講師のみオンライン参加など）は問わない。

③ セミナーの対象者

主に後継者未定の経営者や事業承継によって創業を検討している方とする。

④ セミナーの内容

セミナーは2部構成とする。第1部は、事業承継について後継者選定や合意形成のプロセス、活用したサービス等を中心に具体的な事例を用いながら講演するものとする。ただし、2回のうち少なくとも1回は実際に事業承継した経営者による講演を盛り込むこと。第2部は、県職員による県事業の説明及び参加者との意見交換を行うものとする。

⑤ セミナー運営

セミナー講師との連絡調整（旅費・謝礼の支払いを含む）をはじめ、会場の手配、参加者の募集受付、当日の司会進行など、セミナー開催にかかる一切の業務を行うこと。

⑥ 開催案内チラシの作成、セミナーの周知

各回50名程度の参加を想定し、セミナーの宣伝、集客に努めること。

県と協議のうえセミナーの開催案内チラシ（A4判、4色刷カラー、少なくとも500部以上）を作成・印刷し、セミナーの周知に努めること。

⑦ アンケートの実施

セミナー参加者に対するアンケートを実施すること。

※ アンケートの内容は、今後の改善に活用できるものとし、その内容は県と協議すること。

5 留意事項

- (1) セミナーの内容は「4 業務の内容」の「③セミナーの対象者」、「④セミナーの内容」及び県内企業のニーズを踏まえたものとする。
- (2) 受託者はセミナー講師を選定・調整すること。ただし、県と協議のうえ最終決定するものとする。
- (3) 概算見積書には、セミナー講師への謝金、セミナー運営費、開催案内チラシ作成・印刷にかかる費用など、本セミナーにかかる費用の全てを記載すること。

6 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、委託者の必要な協議及び打合せを行い、業務を進めること。
- (2) 当該業務の内容から第三者に委託することが合理的であると県が認める場合には、委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (3) 委託業務により新たに生じた資料等の著作権については、原則として富山県に帰属するものとする。また、受託者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権にかかる対応については、事前に書面にて許諾を得るとともに、県にその旨を書面により報告するものとする。
- (4) 本業務により取得した個人情報、富山県に無断で第三者に提供することはできない。
- (5) 業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 事業趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点については、県と受託者が必要に応じて協議するものとする。
- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議のうえ、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。
- (9) 本事業は、国の地方創生推進交付金を活用した事業であることから、会計検査等の対象となるので、必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合がある。